

史料採集隊日誌

明治廿八年十一月、吾校修學旅行を二豊、二筑、二肥の野に試む。吾隊亦劍を掲げて是に従ふ。砲聲相應する處、劍戟相交はる處、靜かに筆を執りて古を思ふ。丈夫の快蓋し極まれりと言ふべし。今稿僅かに脱す。回みれば、當時を去る已に四圍月、荒野露草を吹きたるの風は、万山の落花に戯れ、日獨り過ぎて、事誠に此の如し。是を思へば漸汗背に冷きを覺ふ。加ふるに、議論考証共に拙劣にして見るに堪えず。只博雅君子の指教を仰ふのみ。

二十九年五月 日

財津 改治
吉丸 一昌 識

十一月四日、天清く、露冷やかにして、征衣輕し。百貫を過ぎて、午後三時離島に達す。水淺うして、舟進みがたし。衣を脱ぎて入れれば、多良山おろし波を吹きて、風頗る亂る。只一卷の筑紫風土記、文字の濡れざらんとを恐るゝのみ。五時過ぎ漸くにして舟出づ。舟出でゝ、風漸く加はり、波も亦高し。船首西に轉ぜんとする時、狹霧四方に塞がりて、波の島原温泉も、まして宇土の一角も見えず。舟又轉じて西北に向ふ時、八雲の隙を割りて、團々たる朗月、靜かに後舷に上る。上ると尺餘、狹霧疾く消えて、一天藍の如し。されど風益々吹き、波益々荒る。

波立ちて舟はゆらげさ大海原またれもしろき月の色かな　と歌ひし人もありさや。

十一月五日の旭は、早く後肥の小代山を離れて、前肥の多々良山頭を照す。一段の壯快を覺ふ。我隊は午下四十五分、大渡村より本隊に離れて、武雄神社に向ふ。社は柄崎町の南、武雄川を隔て、半里許、御舟山の麓に在り。築石高ふして、神殿の結構頗る古雅なり。武内宿禰を祭るまゝにふ。祠堂後藤氏は舊家にして、大宰府廳のありし頃より、此地にありて久しく奉事し、弘安四年の蒙古合戦には、手痛き勳をなして、鎮西に武雄の孫二郎入道ありと知られたるなり。文書幾通さなくあれど、日昏れて柄崎に歸る。この柄崎町は、地頭後藤差明が、奥羽前後十二年征戰の功によりて、柄崎莊を得、其子資茂、文永の頃よりこの地を治めたり。蓬來山下の温泉も、この頃より始まりん。今得たる文書一二を記して聊か考証を加へん。

永仁四年伏見天皇繪旨(原紙 薄墨)

武雄社神官等申、異國降伏御祈賞事奏聞候處、此事仰直臈申聞示之上者、如前々可致沙汰之由、可下知社家給旨、所被仰下候也、仍執達如件、

一月三日

兵部卿(以下)

謹上 大貳殿

此繪旨は、包紙に後醍醐天皇御繪旨とあれども、武雄社本紀を按ずるに、全く伏見天皇の御繪旨なるが如し。蓋し正應永仁の頃、異敵の侵寇未だ止まらず。元尙東侵を圖り、舊怨を報せんせり。朝廷乃ち武雄社に命じて、天下泰平、異國降伏を祈らしめたり。社司依て報賽を請ふ。則ち其請願に答へ給ひたる御繪旨なるべし。

武雄社本紀に曰く。

正應永仁之間、亦賊侵不已、王京鎌府、致祈武神、而有冥應、仍賜祈賞、予今存伏見帝永仁四年二月三日繪旨、先是、正應之初、欲沙汰九州宗社、遣依田左金吾檢校之、金吾注進曰、肥前武雄社者、靈驗無雙之仁祠、而吾朝擁護之古神、異賊征伐之主師也云々、是所以其伏見帝下繪帖、鎌倉相行願賞也歟、

按ずるに、二月三日の繪旨とあるは、即ち本書なるべし。されば本書は、此本紀によりて、伏見帝の繪旨にして、永仁四年に下し給ひたるものなること明なり。

抑も正應永仁の間、元未だ復讐の念を絶たず。時々東征を議し、正應二年には、高麗をして日本を征するの糧を督せしとあり。元史世祖本紀

同五年には、元主忠烈王洪君祥なる者をして高麗に遣し、日本再征せんとを圖れり。東國通鑑永仁元年、元愈々洪波豆兒なる者を高麗に派して、造船を管せしめ、膽忠丁をして、軍糧を管せしめ、復日本を征せんとを圖る。東國通鑑此の如くして、元の我が國に舊怨を報いんと欲して、

屢々東征を圖り、時々邊境を侵しとありしが、如く、爲めに朝廷の異國降伏を祈禱せられしもの甚だ多く、伏見天皇即位以來、後深草上皇は宸筆願文を以て、寇平の事を祈られ、伏見中宮衡公正應三四年の頃には、朝廷、幕府より全國の諸社寺に祈禱を命ぜられ、其文中には、(多く)蒙古之凶賊今年有開觀之疑なごの文字見え、蒙古の再侵を期して、頻に各社寺に祈禱を命ぜられたるものも如し。以て賊

侵の已まざりしを知るべきなり。降て永仁元年には、禁中を初め所々の社寺に祈禱を命ぜられ、全上伏見同二年には、肥後圓通寺に命じて、祈禱せしむるの繪旨あり。葉記同七月には使を太神宮に遣され、宸筆宣幣を奉して外寇を禳ふの詔あり。院御記

同二年には、肥後圓通寺に命じて、祈禱せしむるの繪旨あり。葉記同七月には使を太神宮に遣され、祈禱をなさしめたる、頗る頻繁なりしなるべし。武雄社はに於て、亦之に預りたるものならん。蓋し當社は、武内大臣を祀り、名さへ武雄といひ、武神の屈指に數へられたる神にて、實に九州の宗社なり。文永十一年侵寇の際も亦當社に祈り、靈驗ありしと本紀に見ゆる所なり。其後弘安四年、元軍暴虎奮迅の勢を以て、我邊境に寇し、大に事かなさんせしも能はずして、十餘萬の醜類、空しく紅魚の腹中に葬られ、糜爛破砕して、復隻影を止めざるに至りし際、亦當社をまて、大に祈禱せしめられたるが如し。

武雄社本紀に曰く、

弘安四年七月、蒙將阿剌罕、范文虎、忻都會、洪茶丘等帥師十萬、來肥筑之海、西州焦土殆追瞬息、四民失所考穉墳壘、於是後宇多帝及

惟康將軍、大祈當山、七月二十九日卓午、紫旗三注出自上宮、飛揚晴天、向西北去、鄉里仰望之、莫不感信者也、八月一日、大風鼓海、洪溟滔天、賊船漂沒、生還者纔三人、夫上宮神者、穗原三神也、昔神后征韓也、其荒魂先鋒之、使新羅自稱餉部也、今三旌之翳昂者、神爲群祇之魁、出征者必矣、然如住吉、高良、阿蘇、神鏡、川上亦與此禱也、當時之繪餉符、經秀門之變、無一存者、惜哉、

此の如くして、當社は住吉、高良、鏡、川上の諸社と共に、九州に於ては、宗社として、此等の神社に命し、祈禱せられしもの、如く、當時當社にも、いかに繪旨官符の多かりしやば、此文を以て明にすることを得るなり。以上の有様にて、當社は群神の宗として、殊に祈禱せられしもの、當時京畿鎌倉の有様を窺ふに、上には兩統迭立の事あり。下は外寇を受けたる後にて、天下の紛擾未だ定まらば、人心恟々たり。加之、諸國の祈禱を命ぜられたる祠寺、甚だ多きを以て、朝廷幕府の財政に大なる異變を生ず、一々之が祈賞に従事するの暇なく、或は脱し、或は怠り、終には等閑に附するの有様なりしを以て、其祈賞に漏れたる者も、或は報養を乞ふ者あり。現に當社に於ても、其後花園天皇の代に、宮司藤原國門ある者、報養を乞ひたるよし、當社文書に見ゆる所なり。

肥前國武雄社大宮司藤原國門謹言上、

欲早鎮西奉行人不執申上者、被經御奏事、

任繪旨院宣關東下知御教書、達理訴、宰府精選注進六箇所住吉、武雄、高良、内、最前注進當社、瀧平均御報養、愁吟不淺事、

右當社者、本朝擁護之靈場、異國降伏之尊神也、因茲九州宗社究先規、尋劾驗、精撰注進之時、去弘安八年并永仁二年兩度當社最前注進之處、於後日注進之餘社者、奉寄御領之上、剩被並料所、雖被遂修造、至最前注進當社者、不及御沙汰之間、言上子細之日、爲倫景奉行、永仁三年如被仰出者、如此之訴訟被許容者、不可有盡期之間、不及沙汰云々、(下略)

此故を以て、當社は實に異賊征伐の主帥、其靈驗の顯著なるを誇ると共に、報養を請ひし事も屢なりしを見るなり。而して或は拒絕せられ、或は採用せられて、感賞に及ばざりしともありしものと如く、現に永仁三年には拒絕せられ、四年には採用せられて、幾何かの恩賞を得しも、其後全く絶えしを以て、茲に再び國司の言上にて報養を請ひしものたるべきを見るなり。而して當文書は其採用せられたる、良好の沙汰ありしときの文書を知る。

此文を按ずるに、正應の初、依田左金吾なる者をして、祈賞の爲、九州に於ける靈驗の如何を檢せられ、其結果として、當祠は異賊征伐の主帥也云々の報告をなしたるま、暫時朝廷、幕府財政困難の間なれば、祈賞の沙汰なくして止み、或は拒絕を受けしものなるべし。依て當祠神官等も、何分の報養を請はんとして、其旨申出で、兵部卿の下より天皇に奏聞したるに、天皇御聞召の上、前に九州の宗社に沙汰せられんと欲せしが如く、爾後沙汰すべき天皇の思召を、武雄社司一家一同に下知せらるべき旨、仰出されたるを、兵部卿より當時の大宰大貳の手許に執達せられて、此繪旨を武雄社に下され、其後祈賞として、若干の物を賜はりたるもありしなるべし。されど其受けたる所少なきよりして、後日復報養を促すに至りしものなるべし。

要するに、當社は本紀に見ゆるが如く、翰旨官符の多を存せしも、今は斷簡零墨を殘すのみにて、到底其詳細は知るに由なく、加之此文書も言上の祈賞の件、漸く進達するを得て、僅に勳賞を受けしものなるべし。

(藤田 明、考)

建武三年後藤安知訴狀、并足利尊氏裁許狀、

肥前國武雄下孫二郎二入道安知謹言上、

欲早且依元弘以來御法、且任正應二年配分狀、沙汰給、弘安四年蒙古合戰恩賞地、神崎庄内、加摩

多村田島等事、

右彼田島者、於弘安異國襲來、恩賞四十餘年、當知行無相違之處、依洞院家御計、被付于□執行之間、無足陀際之至、爭無御憐愍之儀哉、然早糺□之、彌爲抽軍忠、恐々言上如件、

□□□年□日

傳

(裏書)

此所、元弘元年以來被收公候了、任相傳文書、如元可令知行、若構不實者、可其咎之狀、如件、

建武三年三月廿九日

花押(尊氏)

(包紙)

康門、建武三年足利尊氏筑紫逃亡之時、入眞康門に遣して、弘安之功田被奏候所、尊氏裁訴狀を賜而、始安堵を得たり。

本文書は、既に本書の包書にある如く、建武三年、足利尊氏京師に戰ふて敗れ、筑紫に下り、大に隣國を殉し時、後藤氏も亦之に應じ、安知一族安門を遣して、之に附隨せしめ、其機を以て、舊領神崎庄内の地、知行安堵の裁許を請ひし訴狀、及び其に對する尊氏の裁許狀なり。以下之に就き、聊か取調へ得し結果を記さん。

後宇多天皇弘安四年、蒙古の兵我が西海に寇す。本文書はもこ此の役に關す。仍て先づ姑く、當時の戰役前後に涉りて、後藤一族の功蹟を見ん。

龜山天皇文永五年、蒙古一日國書を我に傳へしより、上下驢然、急に兩海警備を修めしが、下て同十一年果して、文永の役ありき。とれば

沿海の警備は、愈切要となりぬ。かくて後宇多天皇建治二年、幕府九州の諸氏に課して、筑前博多の沿岸に、石もて高壘を築かしめき。三月より始めて、諸氏各夫を率ひて出で、役を助けたり。此の時、肥前の住人後藤氏明、三郎入道淨明、同定明、塚崎十郎氏之に與かりぬ。後藤家事跋
北肥戰談。

弘安四年五月、元兵十萬、戰艦四千余艘、海を掩ふて直に壹岐に來り、進て博多に逼りぬ。此より先き三月外敵入侵の警ありしや、大宰少貳經資、鎮西の將士に檄して、進資を促せり。仍て後藤氏明、庄内の兵士を募り率て、博多に也在しぬ。是に於て防戰甚だ方め、氏明、定明、定明の子頼明、中野五郎等皆功ありき。後藤事蹟 藤山考略此の役、元兵肥の海にありて、千崎島に據りし時、竹尾大宮司後藤資門冒進して賊船に入り、一兵を擒にし。一兵を分捕り、躬も亦創傷を被りぬ。又元兵敗退鷹島を保ちしや、會風風大に起り、戰艦覆沒略盡き、殘兵辛ふとて島上によりぬ、時に資門他の諸將と共に飛舸冒進し、資門は鷹嶋標原に上り、敵兵二八を擒にせり、されば殊功永く、鎮西に頌せられぬ。
(武雄社文書)

以上取項弘安の役、後藤一族の爲として、史籍に存するものなり。

此の如く、一族相率て元軍を防ぎ、各殊功を奏せしゆば、弘安九年幕府大友、少貳に下命して鎮西將士の功を賞し土地を頒給せしめしき。(大友家文書)一族之に與かりき即ち、藤山考畧に

(上略)後藤氏明募庄内兵士、發向博多、禦於蒙古、屢抽戰功、因賜褒賞之地、正應二年三月少貳妙真、大友具簡奉之充行、兵明及中野後藤五郎頼明、武雄社神主武雄小次郡頼門神崎郡内之地也。伏敵編 所引

さあり、大友家文書に據れば、幕府發令は弘安九年なりき、されど命を受けしより大友、少貳に於て、山野河海田敵等檢法の事ありし、ば、頒賞後藤氏に及びしは蓋し數年の後、正應二年三月にありしなり、其正應二年の配分狀の後藤頼明に對する者、今尙存し、伏敵編に出でたり、曰く、

(武雄後藤文書)

弘安四年蒙古合戰勳功賞肥前國神崎庄配分事

- 一人肥前國墓崎後藤十郎定明法師子息五郎頼明(田地三町)西郷 乙南里 五坪南外七段三丈内二段四丈西依 六坪南外一町一段
 - 七坪五段三丈 西外三段三丈 九坪五段 十坪八段四丈内二段東依 (屋敷)蒲田郷島喰里廿七坪 一字 小安松(島地)土師郷加納
 - 本吉郷本畑里 十七坪内 一所一段 恒安 右就孔子配分如此有限佛神事不可有懶怠之狀如件正應二年三月十二日沙彌花押沙彌花押大友
- 後藤安知の前擧ぐる所の一族中誰の後なるや今知り難し然るに後藤氏所藏の他の文書中元享四年の着到狀に

(上略)肥前國御家人兼武雄大宮司小次郎入道入眞當病之間爲舍弟孫貳郎安門代官云々 元享四年二月二十日 入眞代 藤原安門

とあり又本文書包書に

康門建武三年足利尊氏筑紫逃亡之時入眞康門に遣し而弘安之功田被奏候所云々

仍て察するに安知は即ち入眞なるが康門は安門なり入眞の弟にして本訴状差出の時安知の代たりし者なり乃ち入眞、安知、安門皆武雄大宮司の一家なるを知る固より入眞、安知同一人ありとすれば一の通稱は小次郎入道にして、一は孫二郎入道なるの疑點を生ずれども今考へ難し然れども安知の武雄大宮司なりし事略明かなり

仍て察するに安知は上文「藤山考畧」を引ける中に云へる武雄神社主頼門の後ならんが然らば本文書の所謂「正應二年配分状」は右に出せる者ならざるべし蓋し其れと全時に頼門に下れるものならん

かくて安知の一家配分状を受けしより、世々神崎庄内加摩田村等を領し（加摩田村今肥前國神崎郡蒲田なり）所謂「四十余年當知行無相違」後醍醐天皇元弘元年に及べり（正應二年より本年まで四十三年を経たり）時に「依洞院家御計」官府に没收せられぬ其御計と云ふ者今知るによしなし洞院家は藤原公賢を云ふか（大系圖）公賢元弘元年の頃内大臣たり（大日本史）

四十余年子孫相傳へて其利を享けたるの地一朝收公せらる安知たる者「爭無御憐愍之儀」と悲まざらんや時を得て復地を欲せしこと明らかし

建武二年七月北條時行信濃に叛し勢猖獗なりしかば足利尊氏奏して自ら征せんを請ひしも聽されず乃ち八月二日辭せざして京都を發し東に下り遂に鎌倉に據りて叛しぬ、仍て十一月新田義貞勅を奉り兵を率ひて東行し箱根、竹の下に尊氏と戦ひ利なくして愴惶京師に歸りき尊氏長驅して翌三年正月十一日關下に侵入し後醍醐天皇叡山に御幸あり時に陸奥鎮守府將軍北畠顯家亂を聞き大軍を以て十三日近江坂本に着せり官軍之に力を得戦ふて利あり尊氏大敗逃れて兵庫に次す會赤松氏猷策の事ありて議筑紫に趨くに決し二月十二日兵庫を發し二十九日赤馬關を出で一日を隔て筑前葦屋に達せり是より先馬關にて少貳頼向來り迎へぬ是に於て大に四隣を殉へしに應ずるもの相踵げり（梅松論、如是院年代記）後藤安知の族を遣して附隨せしめしは蓋し此時なりしならん、安知の願望達せらるるの時に來れり舊領恢復この機にあり

乃ち安知族安門を遣し本訴状を持して尊氏に情を告げしめ且つ「正應二年配分状」を示し「元弘以來御法」を語らしめき

元弘以來の御法とは何ぞ思ふに元弘中諸氏領地の事に關して出でざる法令あるべし此の事に關するや否やは知れざれども「大日本史」に

（建武元年七月）二十六日丁巳詔兵革始收民宜安堵日者遠近士民走集闕下徒妨農業其禁止之凡除賊黨外將士所有食田領職皆襲故不

須更來請如特旨所奉勿得準此藥丸氏所藏繪旨、相馬家傳、野上文書

と出でたり又「建武年間記」に

條々建武 一本領安堵事 開發余流、并累代相傳之仁無故被收公者被尋究文書道理可有 勅裁(下略)

一當知行地安堵事 以一同之法被下宣言之上者重不及其沙汰但依非分之妨不全管領之由愁申者尋究當知行之所見被披覽文書正文所申無相違者載其所名字可有裁許若雖段歩以不知行之地寄事於安堵令掠領者隨與證本來可被召放本領(下略)

とあり「元弘以來御法」は此の如き類を云ふに非るか
訴狀差出しの年月闕げたり然れども尊氏裁許狀に據りて見れば「建武三年」なるべし
當時天下の人心を收攬せんとの意切なるを以て尊氏此訴狀を得て「相傳文書即ち」正應三年配分狀に據り狀に裏書して請を許しぬ裁許狀はれなり「建武三年三月二十九日」時に尊氏は大宰府に在りき梅松論(小林庄二郎考)

建武五年沙彌某執達狀

陸奥前國司顯家 以下凶徒、於下津赤坂、被討取事、今月三日御教書案遣之、早可被其旨也、仍而執達如件、

建武五年二月十一日

沙彌(華押)(不明)

顯家卿以下凶徒、於天王寺大略被討由事、去月十七日御教書如此、早任被仰下之旨、有沒落之與黨人者、尋搜之、且加誅伐、且可被召進也仍執達如件、

建武五年四月十日

沙彌(華押)(不明)

(一)本書は、北畠顯家卿、陸奥に鎮守府將軍となり、東國に凶賊を破り、遂に西征を企て、大舉して鎌倉を出て上洛せんとするの途次、濃尾の邊境に、足利の軍と戦ひたるとき、足利軍顯家卿以下を討取りたりとの報、京都に達し尊氏より教書を下したるによりて、沙彌某より之を執達したる書狀にして、聊當時册簡の脱漏を補ふに足るべく、又何の故に顯家卿が、かくも倉皇途を轉じて、伊勢路を取り、大和に赴き、京都には向ふ能はざりし所以を知るに足らん。

延元二年九月、顯家卿、陸奥太守義良親王を奉して、陸奥を發し、到る處に凶賊を滅え、上州武州の野に轉戦し、戦ふ毎に利を得、十二月

二十四日、鎌倉に攻入り、斯波家長相馬重胤を斬る。翌延元三年正月二日、遂に奔馬の勢を以て、鎌倉を發し、軍を率ゐて上洛す。龜岡社

○南山 巡狩録 同七日、伊豆に入り、三島神社に赴き、天下泰平所願成就の爲として、安久郷を寄進す。史徵墨寶 ○宗良親王、遠江井伊城にあり、顯家卿の東上を聞きて、乃ち兵を合せて、京師に上る。李華 尊氏、顯家の大軍を率ゐて上洛せんとし、將に濃尾の境に至れりと聞き、高師

泰師冬をして、逆撃せしめ、正月二十四日、阿志賀川の邊に戦ふ。國靈文書○結城文書○同卜頃、美濃路に、度々の合戦あり。常樂記○南
 途次、今川土岐の徒、美濃にあり、顯家の此地を過ぎて、東上するを遂ひて、青野原に戦ふ。國靈文書○鶴岡社務記録○靈集○難太平
 今本文書を按ざるに、顯家卿以下凶徒於下津赤坂被討事云々を見ゆ。下津の地は、尾張國中島郡にあり、美濃の境に近し。赤坂は青野
 の東半里許の地にあり、太平記に所謂垂井赤坂の地とは青野原一帯の平野を稱するものなるべし。阿志賀川を稱するもの、舊名に屬す
 るが如く、其地分明ならざれども、顯家卿通過の道路地勢より察すれば、濃美の平野なるが如し。されば下津の戦といふは、阿志賀及び
 美濃路に向ふ一帯の平野に戦ひたる度々の合戦なるべく、赤坂の戦は、明に青野原の戦なるべきあり。

されば、此文書に依れば、此兩戦にて、顯家卿討取られし由見ゆるなり。然るに、當時の事を記載せる冊簡、多くは其結果を明にせず、曖
 昧糊糊に附したるが如し。現に南山巡狩録にも、

去月二十八日、青野原の戦、武家方は利を失ひ、桃井土岐も敗北に及びし事見ゆ、然るに、當月黒池川を渡りぬれ、伊勢より大和に廻り
 て、吉野の行宮にはせ參る事跡より見れば、武家の方は、利を得、官軍は敗北に及びしが如し。太平記の文よく推考するに、此比の事
 跡、脱漏せしが如く、後人の正史を得て、補はんを待てり、云々。

又參考太平記にも、

按前段顯家率大兵赴京師道路每戦皆勝及至青野原兵威益強大其勢不可敵於是尊氏使高師泰等率兵一萬守黒池而顯家不能破之卒引兵
 指吉野者非無疑據結城今云青野原之戦失利云々及此下師直使桃井擊顯家之語等考之則蓋顯家陣青野原之時有爲桃井等取敗而太平記
 漏其戰者乎前後固可疑乎云々

と見え、結城文書にも、青野の一戦利なかりし由、見ゆとなり。されば、此兩戦、顯家卿餘り好結果ならざり之状、見ゆるなり。當文書に、
 下津の一戦にも、卿を討取りたる由見ゆれども、卿猶此戦後直進せし事を見れば、勝利なりしは必せり。されども、かく記する所を見れ
 ば、決して花々しき勝利にあらずりしや明なり。然れども青野の一戦はもさより、好結果ならざりしが如し。卿の黒池川を渡りて、近江
 に出づるを得ずして、伊賀路を取るに至りしは、全く青野の不結果なりしに基くものにして、太平記に非難せる如き理由にあらざるは、
 最早確乎として動すべからざるなり。

されば、此文書は、顯家卿下津赤坂の兩戦に、師泰師冬の軍を戦ひて、好結果にあらずりしを報漸く二月の二日三日の頃に京師尊氏の許
 に達したるものならん。之に依て、京師にては、顯家卿此兩戦に討取られたりき傳聞し、三日に尊氏御教書を下す、即ち本文中今月さあ
 るは、二月三日なり、乃ち沙彌某より其案を作りて、十一日に其旨他に執達報導し、一には軍氣の獎勵をなし、ものなり。

(二)此文書は、顯家卿既に兩都に破れ、河内に向ひ、師直の軍を度々天王寺附近に戦ひ、戦毎に破れ、略ぼ顯家の軍潰ゆるに至りければ、其
 没落與黨の者もあるべければ、捜索捕縛せよとの執達狀なり。

斯くて、顯家卿青野の戦不結果なりしが、此時師泰師冬は、美近の境山中驛に陣し、土岐今川追撃し來る。顯家其間にありて進む事を得
ぞ、大に苦みて、路を轉じて伊勢に入る。二月十一日、尊氏乃ち高師直をして、伊勢に赴かしめ、顯家を伐たしむ。同十六日、顯家卿と雲津
川に戦ふ。石川文書其他二三の處に戦ありしが、共に餘り花々しき結果ならずして、伊賀路を取りて、奈良に入り、同二十一日奈良に達
す。興福寺年代師直師冬等直に之を討つ。同二十八日、奈良般若坂の邊に大合戦あり、官軍大に敗る。吉川文書○元弘日記裏親王は吉野
記○正統記師直師冬等直に之を討つ。同二十八日、奈良般若坂の邊に大合戦あり、官軍大に敗る。書○洞本文書○櫻雲記親王は吉野
に走り、顯家卿河内に向ふ。園修行日記○石川文書。爾來官軍河内攝津の邊に度々の戦あり。河内攝津に勝つ。時に官軍は男山に顯信の軍
あり、勢威甚だ強し、顯家自ら和泉河内の間に陣す。師直八幡を攻撃することに頗る力を用ゐし。容易に之を抜くを得ず、兵を其地に
置きて、之を攻撃せしめ、已自ら天王寺に向ひて、顯家の軍に當る、かくて度々の戦あり、三月八日には、和田左衛門尉正興高木平遠盛等
丹下城に押寄せ、合戦せしよし見ゆ。南山巡同十一日には、古市(河内)の戦あり、同十四日交野(河内)の戦、同十五日渡邊橋(攝津)の戦、
同十六日は、天王寺阿倍野の邊に戦ふ。此戦に官軍大敗せしもの如し。是れ即ち本文書、十七日の教書ある所以なり。

本文書に、所謂去月十七日は、即ち此天王寺阿倍野阿近の戦ありし翌日なり。此の如く、十一日以来數度の戦顯家卿多く連戦連敗にし
て、十六日の戦には全く破れしもの如し。其報京師に聞え、尊氏より教書を下したるものなるべし。此一戦の激烈なりとは、諸書顯家
卿戦死の地を誤りて、阿倍野なりとしたりるにても、又其後暫時戦止みしを以ても明なり。されば本書に、大略討取云々を書したるなり、
乃ち該教書によりて、沙彌某より、翠月十日に至りて、顯家卿の餘黨没落して、九州地方にも至るべければ、其時は宜しく台命に従ひて、
没落の人々を搜索して、之に誅伐を加へ、又ば之を召捕へて、差出すべきの命令執達の状態なり。

爾來四月中は、顯家卿の勢も力を失ひしものによ、合戦のありし由見えず、或はありたりとも、僅小の合戦なりしなるべし。五月に入り
て、八日に師直天王寺に屯し、同十六日師直堺まで進む。蓋顯家卿能く舊勢を挽回し、力を得て、再び花々しき決戦をなさんものと思は
れしものなるべし。保曆間記にも、

同四月に、又吉野より今度は、公卿殿上人可然武士多く出でたり、都より師直大將として、大勢下向して、和泉境野といふ所に合戦
あり、今日を限りを命を捨て、兩方戦ひ、京方打負けて引けるが、師直思切て戦ふ程に、顯家卿打れてけり、其後は吉野方散々に成て
退く云々。

さ見ゆれば、四月中には顯家卿の兵も亦集り、師直と對戦すべきの大勢ともなりしものなるべし。されば師直は此勢を挫折せんとして、
五月に漸く攻め來り、二十二日の大決戦を、石津に行はるるに至り、敢なくも戦死せられしなり。深城文書○南狩
此の如くにして、此兩書は共に、顯家卿上落を企て、以後、漸々衰勢となりし時の文書にして、其文句又凶徒などの文字を用ゐて、卿の
字を又用ゐたるは、大に注目すべき所にして、顯家卿の名は、流石に賊軍に尊まれし由に見ゆるなり。(藤田 明、考)

貞和四年藤原道爲披露狀

博外警固番役事、就被成下御教書、肥前國武雄大官司龜石丸代小次郎道厚、自去月卅日迄于今月十三日、令勤仕候了、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言

貞和四年三月十二日

藤原道爲

進上 御奉行所

承 了花押

此披露狀は肥前の豪族藤原道爲足利氏の命により博多津番役に代官を遣し勤務役を卒へしを報せし書なり。以て警蠅抄伏敵編の失考を正すべく、且つ足利初世に至る迄邊警未だ滅せず、不虞の恐ありしを見るに足る

警固番役は交番を以て警備するの謂にして、沿海防備の爲に設くる所、元と警固詰番と稱し新式目申に見ゆ。後蒙古我邊を窺ふに及び、文永八年九月御家人を鎮西に下し、其地の將士に命じて兵を發し、筑前の要地を警固せしむ。伏敵編に文永八年九月を以て番役の始めとなすも、番役は早くよりありしものなれば、恐くは失考なるべし。建治元年に至り、博多箱崎煙濱の地に警固役を設け、津番或は番役と稱し、鎮西の將士をえて更成せしめ、多くは三ヶ月一ヶ月、或は二ヶ月にして役を終る。本書の如く僅と半ヶ月にして其役を終る如きは他に多く其比を見ず。伏敵編中所引三十餘通の文書、番役に關するもの中、鎮西要略にある大宰少貳武經の牒狀、及び深堀系圖証文記録所載のもの、二通あるのみ。今其所以を審にするによしなし。

抑も蒙古は支那本部の西北沙漠中に水草を追て移轉せる蕃族にして、西曆十三世紀の中葉に當て不世出の英雄、鐵木真其中に生れ、生長して蒙古部落を統一し、韃靼を従へ、南金を侵し、西印度波斯を略定し、其孫忽必烈に至り、餘威の激する所全文那を席卷し、高麗を従へ、更に我國を脅制せんます。文永五年高麗の使者、蒙古の書を奉じて至る。府之を鎌倉に致し、幕府更に使者をして之を朝廷に奏す。是より頻年邊警屢至るを以て、警固番役を擴張せ、邊防を嚴にす。文永十一年元遂に兵二萬三千餘を擧げ、戰艦九百艘を以て、對馬壹岐を犯し、肥前筑前の海濱に寇せしむ。島津直經少貳經資の統制宜を得、加ふるに大風ありて賊艦悉く碎け、溺死するもの一萬三千五百餘人、餘悉く遁る。然れども元少挫折の爲に其志を廢せず。益々兵備を修め、使者を遣して恐嚇す。時の執權北條時宗斷然戰意を決して其使者を斬る。弘安四年胡元戰艦四千四百餘艘、漢蒙軍十四萬餘海を蔽て至り、舳艫相衝み、壹岐を敗り博多に向ふ。賊巨艦を連鎖し。巨艦を以て石壘を俯射す。鎮西、中國、四國の將士奮戰激闘六旬餘、招討使忽都吟恩を斬る。賊遂に陸に上ること能はず、退て鷹島に據る。閏七月一日颶風大に起り、海水飲蕩、賊艦覆沒被擧し、溺死するもの算なし。我將士殘賊の鷹島にあるものを掩擊して之を滅に

す。元兵生還するもの僅に三人と云ふ。

爾後益々鎮西の防備を嚴にし、船舶を檢し、更に延濱に奉行所を置き、北條時定をして軍事を統轄せしむ。其後北條氏の一族業時、兼時、實政、政顯、隨時相次て九州探題に任し、益々石壘を修め、番術を、嚴にし、警備艦隊を編して異賊に備ふる等の事、載て伏敵編に詳なり。北條英時元享元年探題となるに及びて、幕府命して大友貞宗少貳員經と警固庶務を協辨せしむ。伏敵編に大友文書を引て之を證し、按を付して曰く。

文永八年九月蒙古防禦ノ命アリ。爾後箱崎姪濱等ノ地ニ警固役ヲ置き、津番或ハ番役ト稱シ、鎮西ノ將士ヲシテ更戌セシメ、大抵三月或ハ一月二月ニシテ終ル。是ニ至テ凡ソ五拾年、此後諸家文書多ク見エズ。豈寇難漸ク消スルナリテ番術亦隨テ歇ム歟
と螢蠅抄に曰く

正慶二年、北條家滅亡、探題亦自殺、於是異賊警備終寢。
と夫れ然り。夫れ豈に然らんや。

夫れ胡元當時勢威殆んど全世界に振ひて其土地の廣大なる、其殷富なる、元より我國の比にあらず。宜なるかな。其傲慢無禮倖若無人の舉動ありしも、もこより怪しむに足らず。然れば其兩度の失敗に怒り、却て益々艦を修め、糧餉を蓄へ、兵器を檢し、高麗を督し、盟て再舉を期せしも、我永仁五年元主忽必烈殂して、東侵の策一時沮擲す。然れども未だ全く其志を廢せしにあらず。正安三年元艦我甌島を窺ひしが如きは其一なり。當時我國も亦整備頗る嚴なるものありて、彼襲來の機なく輕舉に及ばざりしと雖ども、其裏面に潛匿せる一團の火氣は、導火線を尋れて陰に其機を待つものゝ如し。足利氏に及びても延元三年、興國三年の兩次、筑紫石壘を修築せしめたるを見て、も其間の消息を解するに難たからず。況んや正平三年更に海防を申嚴したるをや。後果して大約七拾年を経て應永廿六年に至り、蒙古女直の故地により、朝鮮と兵を合して三たび我西陲に寇す。豈に積年積蓄せる遺緒、是に至りて再發せしにあらざるなきを得んや。是を以て之を觀れば、足利初世に至る迄寇難未だ全く滅せざるにあらずや。如何ぞ番術を廢するを得べき、伏敵編には元享元年に至りて番術歇むとせし、螢蠅抄には正慶二年鎮西警固終寢とあり。伏敵編に比すれば拾二年後なり。然れども共に事實を誤るものにして、全く著者の臆想に過ぎざる。番術は依然舊制を存したるも、護造寺文書及び本書に徴して是を知るべし。

博多警固番役事任被仰下之旨肥前國護造寺孫六入道實善自去開七月十一日至于同八月十日三十ヶ日令勤仕候訖以此旨可有御披露候
恐惶謹言

建武五年八月日

進上 御奉行所

承了花押

沙彌 實善

建武五年は元亨元年を去る十七年、元弘三年を去る五年にして、本書は此製造寺文書より十一年後のものなり。然らば元亨元年に番衛歇み、元弘三年警固寝むとすもの、誤謬なるは云はざして明なり。然らば番衛の歇む果して何時にあるか。今其事を審にするを得ぞ。雖も、余を以て是を見れば、其れ應水の役後にあらんか。蒙古一たび禍心を懷きしより事皆齟齬し、中華の地は明の爲めに奪はるゝも猶其故地に雄視し、東侵の志未だ已まざる。韓人の誘ふに及びて萬一を健倅し、積蓄の念再發して又大敗するに至れり。胡韃はより永く跡を絶てり。番衛も亦隨て歇むか。記して後考をまつ。且つ夫れ瑩繩抄は摘檢校の纂する所、檢校の博覽強記喋々せざして明なり。其書の如きも既に定評あり。伏敵編は山田安樂氏史局の藏收に係るもの、其外内閣文庫、東京圖書館の儲藏に就き、咸く目視の及ぶ所のもの皆之を採録し、内外書四百六十九種を以て三年の長日月を閲して編纂し、明治史家の泰斗重野文學博士是を檢討裁定し、殊に事實の正鵠を得たるを以て鳴る。共に信を措くに足るべきものにして、今や其失考誤謬斯の如くなれば、餘は推して知るべし。嗚呼修史の業も亦難ひかな。

(財津政治考)

六日 霜色雪の如し。柄崎を出で、駒鳴峠を過ぐ、駒鳴の名實に面白し。心あるものは私かに詩情を催したりといふ。下りて谷川を渡り本部町に入る。此時學校長飛電に接して、近衛大將宮の神隱れましゝたるを傳へらる。内田教授の泣て、殿下御在世の御事を語られたる時は二百の健兒も亦悉く泣きたり。

松浦村に至り、松浦川に沿ふて下る。流れ緩やかにして水も亦深く、白帆遠く遡るに堪たり。久保、牟田を経て養父田に達すれば、領巾振山見也。甚だ高からず、雖も、長く曳いて海に下る。是れ松浦佐用姫征夫を思ふて止まず終に生を失ひたる處、薄命の美人憐むに堪たり。午下四時唐津に入る。是處には近松寺あり。かの近松門左衛門の少時此寺にありといへば月下禪關を叩きし人もあり。町の北角に城址あり、舞鶴城といふ、老木林をなす、是れ其昔寺澤志摩守が居城なりしなり。この志摩守は名を廣高と呼びて、當時有數の將なり、秀吉に仕へ屢功を建て、八萬石を得て、此地を領す。關原の役、徳川氏に與みし、尾瀧の間に累戦し、事平げて天草領四万石を加増せらる。寛永十年卒す。廣高儉謹武を尙ふ、毎日寅の刻に起き卯に造て家務を聽き餐前必ず馭を試む、餐畢て刀劍を學ぶ、寒三旬毎に善射者を選み、壯者をして是を學ばしむ、夏は即ち銃を學ぶ、每食一菜、家士と同食して美味を嗜まざ、夜或は武技を講れば、則ち諸士と共に俱に粥糲を食ふ、急務なれば早く酉鼓の時必ず寢につく、將士に謂て曰く、夜談は益なし、翌日の倦意はれ眠短かくして、精神の疲勞せるか故なりと、左右をして蚤く寢につかしむ。以て當時將師の心を用ふるの周到なるを知るべし。後小笠原氏はを領したり。城址に赤く錆を吐きたる大砲一つあり、傳へて寺澤氏魯西亞の軍艦より奪ひしものと云ふ。おもふに、寺澤氏は當年有力なる耶穌教徒にして、外國貿易もなしたれば、恐くば其折に得たるものならんか。

七日 この處に留まりて呼子村に何ふ。呼子は一漁村にして、江灣頗る良く、灣のかたに名護屋村あり。是れ豊公征韓の大本營のありし處、荒城風高うして、古松龍の如し。村に當年の陣取圖を藏するあり。村人は吾等の來たるを見て、湯を煮、芋を焼きて、何くれさなく

もてあす。羊の甘きこと粟の如し。此處風光亦絶佳、手をかざして見れば、波天に連る處青一髪、帆を上ぐれば隠れ、帆を下せば現はる。村人に問へば壹州なりといふ。旌旗空を蔽ひ、十万の師波を破て行く時、靜かに高閣に倚りて目送したる猿面郎の得意思ふべきなり。武藤先生は諸生を集めて、豊公の事を述べらる。項を分つ四、曰く豊太閤遠征の目的、曰く遠征の準備、曰く名古屋築城、曰く遠征の結果即ち是なり。

城後に古刹あり、廣澤寺といふ。公が愛妾廣澤の局の居りし處、庭中古蘇鐵あり。征韓の際齋す所といふ。傳へらるこの寺は征韓後五十年、局の冥福を祈る爲めに建てたるものなりと。午下二點、舟行唐津に皈る。道に土器崎を過く。玄武岩の岩幘頗る奇、潮水是を突ちて洞をなす。其數七つ。舟走て洞に逢ふ毎に、衆皆手を叩ちて喜ぶ。

此日我隊は、其各已に考名の材料たる土器崎を、領巾振より飛びたる望天石を祭れる加部島との探検をもなすべかりに、名古屋城饗古の情堪えがたきが上に、家康が陣取地、權現、天神などを探りたれば、日已に傾き、駈路覺東なければ、終に愛を割けり。遺憾やるかたぢし。舟神集島を過ぎ、唐津灣に入る時は、日全く落ちて、暮色空に滿ち、領巾振も見えぞ。

八日、早天、隊を二つに分ちて、虹の松原に戦ふ。我隊は劍を収めて、浮岳の麓、玉嶋川の邊、楓葉秋高き處に向ふ。玉嶋川には、神功皇后の祠あり。征韓まじくし時、是處に息はせ玉ひて垂縷し玉へば、土人祠を建てて祭る。社中には一祠官もなし。龜井道藏が碑文ありて、精く此事を記せるのみ。川を渡りて七八丁、大宰少貳藤原廣嗣を祭る大村神社あり。社司を訪ひて舊記を見れば、皆後人の捏造にかゝるもの、殊に神田寄進狀の如きは、其擬造の幼稚なるもの見るに堪えぞ。實は此日の材料は、此行の第一と思ひ頼みたりしに、殆んど落膽して、氣亦沮む。行きて白木峠に至り、午下二點の頃、遂に浮岳の第一峰に上る。玄海洋上に浮び出でたる志摩半島手に取るか、如し。最も近きものは鷲崎なり。最も高きものは可也山なり。其昔遺唐大使引津に舟泊りし、時、草枕旅をくるしみ戀ひなれば可也の山へにさをしゆ鳴くもと讀まれたるは、此山にして又宗祇法師が筑紫記行に、箱崎の海つらより富士に似たる山見え侍ると云ひし。此可也山を見たるなり。東の一角に兀として影を海中に漫すは、昆沙門岳なるへし。那珂の志賀島は、常山の蛇の如し。若杉山より東に匂うて長く海に入る。實に是れ天然の活畫圖、奇いふべからず。山を下れば筑前怡土郡なり。續風土記に、田地廣く、山川美にして、古跡をげし。村民原田家の家土多し。田夫といへども、言語卑しからず、只恨むらくは風俗質朴ならず、誠實少し。さいへれど、人情風俗地理歴史は、隊列を組んで通りたる位にては、なかく學理の鏡に照し得べきものにあらず。

下りて福井村に入り、深江村に至る。村の西の瀆を恰土の瀆といふ。古歌に、つなて繩ひきさる程に風吹けば恰土の瀆てふ舟も寄りけり、今日は舟寄るほども風立たず、松韻笛の如く、可也の磯波琴の如し。海岸に御瀆といふ所あり。神功皇后舟を寄せ玉ひと處、慎懼石八幡宮といへる石額ある祠あり。この地子貢が原の北なれば、是が子貢八幡の事ならん。祠は海に臨める小高き岡にあり。其麓に細き玉垣の内に御船撃石あり。地を出づる半尺、三角形をなす。二尺ばかりなり。又碑あり、萬葉集第五にある筑前守山上臣億良が歌を記せり。

この歌は糟屋郡志賀村の荒雄といへる漁夫が、其友の爲に命を捨てたる高義を誇ひしものなり。深江村に籠門山神社あり。筑陽記に、社の側に秀吉の茶屋址あり。各護屋往來の時、こゝに宿し玉ふ時、淀君秀頼を生か玉ふ。小早川隆景に命じて、此社を改造せ、産神となすさあり。これより半里ばかり行き、松木といへる所に蒲池新太と呼ぶ人ありて、文書を藏すといへば、訪ひつれど多くはあらで唯大友宗麟の感狀一通あり。左に示すもの即ち是なり。

永祿十年大友宗麟感狀

去十日、於寶滿攻口、宗黨之家中之者、粉骨之次第着到、銘々加披見、軍忠之次第感悅候、彌可被勵馳走事、可爲祝着候、猶戸次伯耆守可申候、以上謹言、

八月四日

宗麟花押

蒲池武藏入道殿

本書は、大友宗麟より蒲池武藏入道に宛てたる感狀なり。抑寶滿の城攻に、前後の二役あり。一は永祿十年、大友勢高橋鑑種を攻ける事、一は島津義久高橋統增の同城に據れるに寄ける折となり。而して本文は其の前役に關するものなり。

この時、寶滿城主を高橋三河守鑑種と云ふ。鑑種の祖に光種あり。建武の際、足利氏に属して、九州三檢斷の一人となりしが、其後大友氏九州探題となるに及び、檢斷の職其勢を失して、遂に大友氏に臣属するに至れり。天文の初、三河守長種死して子なし。即ち大友の一族一萬田親教が、二男をして其跡を繼がしむ。鑑種これなり。蒲池鑑種筑前三笠郡の寶滿山に築きて、之に居り、岩屋菅岳を以て端城とし、威を近郷に振へり。筑前風土記後ち事を以て大友義鎮を怨み、皆に毛利氏に通じて、永祿十年六月遂に之に反す。宗麟即ち戸次鑑連奮白柝鑑連、吉弘鑑理をして兵數萬を率ひて、七月七日大宰府に押し寄せ、即日岩屋を陥れ、直に寶滿に逼まり、連日攻むれども城堅くして拔けず。九州軍記大友興廢記

本文書の去十日と記せるは、即ち大友宗麟が此書を興へたる八月四日の前、七月十日の事にして、其日の城攻に、蒲池氏家中の者共奮戦の功ありたりと見ゆ。戸次伯耆守は即ち戸次鑑連なり。武藏入道未だ其人を詳にせず。この時筑後に蒲池近江守鑑盛及志摩守鑑廣等ありて、皆大友氏に属せり。武藏入道は其一族ならんか。

(堀内清考)

加布里に入りたる時、日已に沈みて夕鴉飛ぶ。晝間浮岳にて手に取らんさしたる可也山を今黒く左に仰く。妻を戀ふる掉鹿鳴て入の賜を斷つこなかれ。月黒くして道見えず。八名聲をかはして迎る。前原に達せしは八時過ぎなり。おもふに今日はこの行軍第一厄日なり。行程十三里、中に浮岳あり。浮岳猶忍ぶ、鏡宮玉島悉く一も取るべきなきを如何せん。

九日 星を戴いて出づ。曉霜月の如し。周船寺村に至る時天漸く明け、戦又始まる。我隊は乃ち妙正寺に入りて古器物を見る。國志にいふ。寛永六年村民新藏村の南なる丸隈山の石棺を掘りて、佛像人骨鏡二面を得て家に藏すあり。今は其家なくして器物は此寺にあるなり。古鏡は青銅にして圓形なり。大は直徑八寸四分三小は六寸四分三なり。佛像は同じ青銅の高さ一寸許りの坐像なり。人骨は頭蓋骨なり。化石して叩けば髪々といふ。腦漿の模様なさ細かに見ゆ。

丸隈山には觀音堂あり。土人は觀音山といふ。石棺は其堂の床下^ニあり。石質甚だ堅からず人工を加へたる跡見ゆ。長七尺巾四尺許内を二つに割したる石板あり。一は他より狭し。全体の構造より見れば甚だ古代にあらず、原田家一族のものか。其二つに分ちたるは夫妻か。君臣かなるべし。我隊此岡を下れば戦已に止みて隻騎なし。

行きて今宿に至る。こゝより前原を去ると三里の間は昔時海水の浸せし處といふ。以北の志摩郡は島の意なりさか。志摩は中古貿易津のありし處にして有名なり。即ち東端糟屋郡の淺嶋に對する今津は當時那津博多香椎と相望り日本文物の美を飾る唐物の輸入は皆此處より來りしなり。宅地の跡市町の筋多く見え廢寺などの舊趾も残り今も村里廣く民家多く寺院も十二ありさか。元寇の石壘も此處より起りて宗像郡勝浦に至るさか。今津に近く唐泊といふあり。萬葉には韓亭と書けり。今津に外船來集りしかは此處にも韓人の宿する亭館を置かれしよりかくは云ひげんと續風土記に見ゆ。古歌に、唐泊のこの浦波たぐぬ日ハあれとも家にこぬ日はなしさあり。淺夜も柁枕して前の能古嶋の浦波に旅魂を痛めて家郷を思ひしなり。恨むらくは、吾人時日なくしてかの毘沙門岳に登り此等の古津をなかむる事能はざりしな。行くと一里にして生の松原に入る。續風土記に口碑を傳へて神功皇后征韓し玉ふ時松の枝を逆にさして祈らせ玉ひしに此枝生きたればいふよし記したれと一説の武内宿禰か、臣壹岐眞根子を祭れる生ノ社あればいふなりの説正しからんか。金葉集に戀ひ死むて心筑紫に今までも頼むれば、こう生の松原とあるこの松原か世に知られたる中尤も艶なるものにして棟梁の十八公細腰の思婦さなり畢りぬ。

姪濱に至る。此處は北條探題のありし處今の浦山は當時の鷹尾山にして其居城なりしなり。傳へいふ徳治の頃鎮西奉行北條時定か息女宗息尼大應國師に事へ深く佛を信す。此寺は此尼の爲めに建てられたるものにて寺後に此尼の塚ありと。されど伏敵編によれば時定、こう即ち此寺の開基にて寺域にある没字碑は時定の墳なれと。時定は時氏の三男時頼の弟なり。建長七年九州に下向して弘安五年此地に奉行所を置き軍事を統轄す。寺に時宗か童像の一軸を藏す。風采雄にして氣人に逼る。浦山に行き灘川探題の墓に至る。墓は岡の南麓にあり。荒草離々として風稀れなり。

行きて早良川を渡る、このあたりは紅葉の松原なり。文永十一年の蒙古合戦の時大宰少貳景資蒙古の大將を百道原に射殺すさ史にあるはこの紅葉松原のとなり。橋よりは早良郡西新町にして福岡市に續けり。同町金龍寺に行き具原益軒先生の墓に詣つ。墓甚だ大ならず具原益軒公之墓さあり。又並びて同形なる婦人江崎氏の墓あり。江崎氏婦人東軒之墓さあり、聞く婦人江崎氏頗る才學あり。先生か著書

婦人の内助によるもの多しと云ふ。

福岡城の北の海濱を荒津と云ふ。潮濁あり。萬葉に白砂の袖の別れを形見して荒津の濱に宿りするかも。古人は人を送りて離歌を歌へり。今人は手を携えて團樂を語る。古今の變遷真に奇なり。

十日 本隊と共に止る。今日は隨意探検なり。我隊は先づ箱崎の崇福寺に行く。この寺は鎌倉時代聖一國師の開くところ、今日に至るも鎮西屈指の禪刹にして、西都法窟といふところ、黒田如水以下代々の菩提寺なれど、佛畫のみにて他に材料に満すべきものなし。千代ノ松原に至り、箱崎社に詣つ。筑陽記に、古は此松葉公に獻せられしを千代の松葉と稱美仕居、とあれば是より千代の松原といふなるべし。社は官幣中社にして延喜帝が宸翰を瀝して寄させ玉ひし敵國降伏の四大の金文字は長へに西海の波を照す。宮殿は其時藤原時平奉行して經營せしが、回録の災に罹り、天文年中大内義隆修造したり、今のは即ち是なり、樓門廻廊は小早川隆景文祿年中に、拜殿は黒田長政元和年中に營作せしものごと。鳥居を入りて樓門の傍りに玉牆の内に俗に箱松といふかあり、應神天皇の御胞衣エナガの箱を納めし標しの松といへり、されど是は俗説なり、奈良時代に豊前宇佐入幡を勸進せしものにして、大宰府の守護神たりしなり。拜殿にて音に聞きし紺紙金泥の敵國降伏の御字を拜し奉れり。其數三十七枚あり。下りて所藏の寶物を見る、天正十五年六月八日、豊臣秀吉薩摩出陣坂向の時此宮に詣て、將士と共に歌筵を開けり、其時の色紙あり。

千とせをもたゝみいれをく箱崎の松に花さく折にあはゝや 松

あつき日にこの木のもとにたちよれば波の音する松風の音 松

まつかけに涼みくらししてみしかよのあくるをれまひ箱崎の浦 松

太閤記には、第一の歌のた、みいれをくをた、みいれをるをせり、以て其誤を正すに足る、歌の下に松とあるは、太閤の歌名にして書は細川幽齋の筆なりといふ。又大内義隆が和歌あり

冬日同詠松久友

和歌

大宰大貳從四位上兼左兵衛權佐多々良朝臣義隆

苔のむす松の下枝による波のよるともわかす玉をみたるゝ

大内美隆は中國に威を振ひて垂涎當國にも及び博多、比惠川の大夫探題箱と相比びて、袖湊に探題館を建て、苔のむす千年の松と共に、國家長久と思ひ頼みしに、寄る波の寄ることもわかす身は露の如く膝下の人に亂されたるを哀なる。

○時將に午時ならんさす、即ち辭して隊を二つに分ち、一は志賀島に、一は聖福寺に向ふ。先づ志賀嶋組より筆を執らんか